

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。3番、北村議員から欠席届の提出があり、本日の会議は欠席です。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係条例の整備を行うため、美浜町個人情報保護法施行条例、美浜町職員の給与に関する条例及び美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容は、刑法が規定する刑罰のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に改められた法改正に伴い、本町の条例中で規定している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正いたします。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条は、美浜町個人情報保護法施行条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第2条は、美浜町職員の給与に関する条例中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

第3条は、美浜町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

附則第1条は、この条例は令和7年6月1日から施行いたします。

第2条は、罰則の適用等に関しまして、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴って、その罰則の適用に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

第3条は、人の資格に関しまして、欠格条項など懲役や禁錮に処せられた者や、これらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴って、これらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

第4条は、美浜町職員の給与に関する条例に関しまして、改正刑法及び本条例の施行前に、禁錮以上の刑が定められている罪で起訴された者は、拘禁刑が定められている罪で起訴された者として取り扱うことを定めたものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。要は、その刑法の名前が変わったから、それを援用じゃないですけれども、しているうちの条例の文言の訂正ということで、訂正のみで、そのあとの内容については変わりがないという理解でよいのかと、細部説明でここまで出たので懲役刑、禁固刑、拘禁刑って、それぞれここで聞いていいのかどうか分からんけれども、取り立ててなじみもないし、そういう刑はいまだ受けたことがありませんので、それぞれについて説明を願えたらと思いますが。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、1問目につきましては、議員お見込みのとおりで、法律等の改正、文言の使い方の改正に伴いまして、その文言、今回は懲役、禁錮を使っている美浜町の条例を拘禁刑に改めるだけのものです。

次の懲役、禁錮、拘禁刑とはという話ですけれども、懲役というのは道徳的に非難する犯罪に対する刑ということを定められています。同じように、禁錮は過失犯に対する刑、拘禁刑というのは社会生活に適応するために必要な知識や生活態度の習得等、社会復帰を重視し、改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うというふうに定めております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。拘禁刑と新たにできてそんなふうに指導すると、もともとでも、日本の刑罰は報復というかそういう主義ではなく更生主義だと思うんですけども、それぞれ懲役と禁錮は、もうこれはなくなってしまった、これ6月何日からかなくなってしまったということですのでよろしいんですか、全て懲役、禁錮の刑罰がなくなると。それでよろしいのでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 懲役、禁錮につきましては、刑法等の一部を改正する法律によって、懲役及び禁錮が廃止されます。それに代えて新たに拘禁刑が創設されます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか、ございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和7年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の整備を行うため、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例と、美浜町税条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について条項ずれが生じたため、これらの条項を引用している本町条例の改正でございます。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条は、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正で、項ずれを改めるものでございます。

第2条は、美浜町税条例改正で、項ずれを改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。これも一つ前の議案と同じようなことだろうというふうに理解していてそれでよいのかということと、それとやはりその個人情報、番号がうんたらで今よく新聞では何か保険等の解除申請、マイナンバーカードと保険証券との解除申請がたくさんあるらしいですけれども、これはまたあしたでもゆっくり聞きますけど、そんな

ふうなあって、個人情報については私も含め住民の方もかなりナーバスというか、そういうふうになっていると思いますので、とにかくこの改正をして現状よりは不利益にならないのか、対象者の方ですね。個人情報の提供に関するとか関係者とか、それが一体どういうものなのかよく分かってはいたんですけども、とにかくもう不利益にならないのかということだけをお聞きします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、1つ目につきましては、同じように議員お見込みのとおり、上位法の条項ずれがあったため引用している条例も公示をするだけのことでございます。

また、不利益等につきましては、そのみのことですので、何ら影響することはございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第3号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴い関係条例の整備を行うため、美浜町職員の休日及び休暇に関する条例と美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をするものでございます。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条は、美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の改正で、第8条第1項は、介護休暇の要介護者を定めるものでございます。

第8条の3は、職員が家族の介護を申し出たときに、介護両立支援制度等について個別に周知し、意向確認を行うことや制度に関する情報提供を行う規定を、第8条の4は介護両立支援制度に係る研修や相談体制等、勤務環境の整備に関する規定を新設するものでございます。

第2条は、美浜町職員の育児休業等に関する条例の改正で、法改正による所要の改正でございませう。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。現在、取得状況はどんなものですか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

取得状況というのは育児休業とかですね。率とかはちょっと把握はしていないんですけども、毎回出産の機会におきまして、100%ではないんですけども、半分以上ですか、ざっくりですけども、取得している状況でございませう。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。せっかくある制度ですので取得していただけるように勧めただけだったらと思うんですけども、執行部側のほうからしたらその取得状況に対してどういう評価をしてございませうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 実際のところ、男子職員、女子職員がございまして、女子職員につきましては取得、ほぼほぼ取得しております。

ただ、男子職員につきましては、なかなか説明はその都度するんですが、また説明の内容も取得するように促すような声かけはしております。ただ、100%には至らないという現状でございませう。

今回のこういった法改正の機会においても、さらに育児休業また介護休業等に関することを説明する義務というのが発生しますので、改めてそういうふうに図りたいと思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。第8条の4の任命権者のところで請求等が円滑に行われるようにするためというのに1、2、3とあります。また、1番は研修です。そして2番は相談体制、それは分かるんだ、今お話聞いていてもそうだと思います。3番目ですけども、勤務環境の整備とは例えばどのようなものですか、それ以外にお願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） これにつきましては、休業等の規則等の整備というものになります。そういった体制については、当然体制は図られておりますので、申出に沿って対応できるような体制にはなっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 8番。この育児休業、介護休業とありますが、例えば介護休業とかがあったら、重度の人もあれば、軽度の人もあるんで、人それぞれ違うと思うんですけども、大体何日ぐらい取れるものなんでしょうか。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

午前九時二十一分休憩

———・———

午前九時二十一分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） すみません、失礼しました。介護休暇につきましては、3回を超えず、通算して6か月を超えない範囲ということで定められております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。そこの第8条の3のところの、任命権者は当該職員が40歳に達した日ということの説明の条文があるんですけども、配偶者の例えば40歳未満でも介護を必要とすることがあると思うんですけども、対象者の配偶者の年齢は何歳でも関係ない、40歳になったらこれはきちっと説明しなきゃいけないですよという条例で理解よろしいでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議員おっしゃるとおりで、配偶者の年齢はともかく、当該職員の年齢が40歳になったときに説明を行うというものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） いいですか。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今の関連です。

40歳に達したらもう必ずというんですけども、40歳以前でもやっぱりいろんな病気とかあるんで、全体的にそういうのをしたらどうかなって単純に思うんですけど、なぜ、40歳としたある理由を教えてください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 町独自で定めたものではなく、国のほうの法改正の内容に沿ってのことです。

詳しい実情等はちょっと内容は、すみませんが把握しておりません。確認していません

ので、ちょっとお答えはしかねます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。まず、僕は最初に、要はその範囲とかちゅうんかな、育児休業、介護休業に対応する範囲というか条件というかそれは何ら変わらず、職員が不利益にはならないのかということと、今の関連で乗っかっての話ですけれども、法というか国、上位のほうで40になれば説明しなさいよということをしているということなんですけど、ただ、そこは町として職員の福利厚生なりそういうことを鑑み、ご家族さんのことも鑑みれば、違う機会にとか年1回であるとか、その辺り、そういう説明の機会、いろんな説明すると思うんですけれども、説明の機会を設けたほうが、職員の職務の遂行意識向上にもつながり、ひいては住民のサービスにつながってはいくと思うんですけれども、そんなふうに機会をつくる考えはないんですか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、内容につきましては、国の基準に沿ってという形で本町条例のほうも改正するというふうなことで変えてございます。当然、制度的には条例を改正することなんで、告知等しまして周知をすることになります。

また、福利厚生という面では、我々総務課としての業務の範疇でもありますんで、今まで以上にですねその機会があれば、内容、例えば休暇の内容を精査しまして、その内容の把握、確認に努めたいと考えてございます。

そして、研修等の機会についても、今までどおり、また今まで以上にそういった説明する機会があるとは考えてございます。

具体的にこういった内容の研修をとということはありませんが、少なくとも職員の福利厚生に関することではありますんで、周知は当然考えて、この機会での中身の周知は考えてございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） この職員に対する意向確認やね、意向確認でちょっとよう分からんけど、どういうことするんかな。

これ、申し出た職員が休まいてくれって言われたら、そこらを問うてというような解釈でええんかな。そこらちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

介護休暇を申し出たときに、具体的にどういった状況での休暇であるのか、誰の休暇であるのかというようなことの確認でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 先ほどお答えくださった6か月まで休めるというんですけど、例えば介護の場合だったら要介護1と要介護5とか3とかいろいろありますけど、それによってやっぱり変わってくるんですか。それとも、もう1で5でも一緒という感じですか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回のこの介護休暇につきましては、要介護度というのは関係ございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。先ほど松下議員言われた、その関連です。

当該職員の意向を確認するための面談、面談は分かるんですけども、その他の措置というたら、介護認定とか関係ないというたら、その他の措置というたらどんなものになりますか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） いろんなケースによって様々な内容があろうかと思います。

そういったときに、いろんなケースに応じていろんな対応をする必要があるということから、このその他ということ表現しておるところ、特に明確なものは通常はちょっと想定しておりません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。ていうことは、先ほどの古山議員の育児休業、介護休暇というところの必要要件というのは結局、介護度とかそういったことに関係なく、本人が申し立てれば、それに対する、そういった既得権益的なところはありますよという理解でよろしいのでしょうか。介護度関係ないんですよ。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議員認識のとおりでございます。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第4号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和6年人事院勧告等を踏まえた給料表の改定や諸手当の改正や字句の整備でございます。

第1条は、美浜町職員の給与に関する条例の改正でございます。

第17条の改正は、扶養手当についてで、配偶者に係る手当6,500円を廃止し、子に係る手当額を1人当たり10千円を13千円に改めるものでございます。

なお、配偶者に係る手当の廃止は2年をかけて実施し、子に係る手当額の引上げも同様に2年をかけて実施いたします。

その他、扶養手当の支給に関して必要な事項は規則で定めることといたします。

第20条の改正は、通勤手当についてで、支給限度額を1か月当たり55千円から150千円に改め、特急料金も支給限度額の範囲内で支給いたします。

第24条の改正は、管理職員特別勤務手当についてで、支給対象時間帯について、「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を、「午後10時から午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」とするものでございます。

第26条の改正は、期末手当についてで、期末手当の率を100分の125に改め、定年前再任用短時間勤務職員に対しては、期末手当の率を100分の70に改めるものでございます。

第27条の改正は、勤勉手当についてで、勤勉手当の率を100分の105に改め、定年前再任用短時間勤務職員に対しては、勤勉手当の率を100分の50に改めるものでございます。

第35条と第35条の2の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を支給適用しないと規定している条文を削除し、支給できることに改めるものでございます。

別表第1は、給料表の改正で、3級から6級の給料月額を最低水準を引き上げるとともに、7級を加えるものでございます。

別表第2は、等級別基準職務表の改正で、給料表を7級制に改めるに当たり、7級の基準となる職務として、参事の職務、特に困難な業務を行う課長の職務、特に困難な業務を行う会計管理者の職務、特に困難な業務を行う局長の職務、特に困難な業務を行う園長の職務と定めるものでございます。

第2条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正でございます。

第5条の改正は、扶養手当についてで、第2項第1号と第2号の改正は、配偶者に係る手当の廃止に伴うものでございます。

第13条の改正は、管理職員特別勤務手当についてで、字句の整備でございます。

第21条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外で、住居手当の支給を適用しないと規定している条文を削除し、支給できるように改めるものでございます。

第3条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正で、法改正による項ずれと暫定再任用職員に住居手当が支給できるように改めるものでございます。

附則につきましては、第1条は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

第2条は、号給の切替えて、切替日の前日において、給与条例別表第1の適用を受けていた職員であって、切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とするものでございます。

第3条は、切替日前の異動者の号給の調整で、切替日前に職務の級を異にする異動をした職員などの新号給については、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることを規定したものでございます。

第4条は、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置で、切替日から令和8年3月31日までの間における、子1人に係る金額について13千円を11,500円に、配偶者に係る扶養手当については3千円とするものでございます。

第5条は、その他の経過措置の規則への委任で、附則第2条から第4条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第5号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

家庭的保育事業等とは、地域型保育事業として分類される家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいいます。

児童福祉法第34条の15により、国・都道府県・市町村以外の者については市町村長が認可し、これらの設備及び運営に関する基準については、同法第34条の16で、市町村は国の定める基準に従い、または参酌し、条例で定めなければならないとされていることから、関係する省令の改正に準拠した条例改正を行います。

令和6年法律第53号により栄養士法が改正され、令和7年4月1日より管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になります。このことを受け、令和6年11月29日公布の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における栄養士の配置等に関する部分について、管理栄養士が追加されることとなりましたので、第16条において同様の改正を行うものであります。

続きまして、第29条以下の改正についてです。

令和6年3月13日公布の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）により、保育所、小規模保育事業所（A型、B型）及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されました。

第29条は、小規模保育事業所A型における職員に関する規定、第31条は小規模保育事業所B型における同種の規定、第44条は保育型事業所内保育事業所、第47条は小規模型事業所内保育事業所、これらの職員に関する規定において、満3歳児以上満4歳児未満では「児童20人につき保育士・保育従事者が1人以上」とされていたものを「児童15人につき」と、満4歳児以上では「児童30人につき」とされていたものを「児童25人につき」とそれぞれ改めるものでございます。

最後に、附則についてご説明させていただきます。

第29条以下の保育士・保育従事者の配置基準に係る改正につきましては、既に関係する内閣府令が令和6年4月1日より施行されていることから公布の日としていますが、第16条の管理栄養士に係る改正については、関係する内閣府令の施行日と同日の令和7年4月1日といたします。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 細部説明をお聞きしますと、対象の児童や園児数のいかんによって

その事業所が雇うというか、設置というか、配置しなければならない職員数が増えるというふうに理解したんですけど、それでこの4月1日以降に、今、美浜町が所管なり管理監督しなきゃならないそういう事業所でその体制は充足されているのか。また、それについて何か相談を受けるとか、また何か指導をしたとか、援助をしたとか、そういうことは町としてはあるんでしょうか。

とにかく間に合わなければ、利用者にとって大変不利益というか迷惑な話なので、そのあたりの体制については問題ないのかお聞きします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 美浜町が所管するという施設に対します相談なり指導なりということでございますけれども、基本的に今回の条例改正の対象であります小規模保育事業所とか事業所内の保育事業所についてですね、町が認可しているという部分の施設というのは町内には存在しませんのでというところでございます。

なお、当然この例えば30人が25人に、20人というような改正についてはですね、当然、美浜町のひまわりこども園も守らなければならないことになります。当然こじかさんもそうでございます。こじかさんについては、直接美浜町が指導云々、認可するという立場にはございませんのであれですけれども、こじかさんもひまわりこども園もこの新しくなった配置基準に沿ってですね運用しているというところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 美浜町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第6号 美浜町公共下水道条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、第10条第1項第9号中の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

これにつきましては、政令第6条第1項第2号において、公共下水道または流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところ、今般、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことにより、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準とする改正が行われたことによるものでございます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第7号 美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、第3条及び第4条を全部改正するもので、布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格要件に関する3点の見直しでございます。

1点目は、学歴・学科要件における土木工学科以外の課程の追加等で、機械工学等の課程の追加でございます。

2点目は、国家資格の追加で、一定の水道の工事に関する実務経験を積めば、一級土木施工管理技士を監督者として位置づけられるものとなっています。

3点目は、小規模な水道事業者の技術上の実務経験年数を見直しで、小規模事業者の場合、大規模事業者より短いサイクルで水道全般に関する経験を積むことができるため、実務経験年数を短縮しています。

以上3点の見直しは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等によるものでございます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。要は工事監督者になれるというか認定される機会というか範囲が広がって、言い方が、表現が適当かどうか分かりませんが、監督者のそういう資格をより取りやすくなるという用語弊あるな、そういう増える方向になっていくという理解でいいんですか。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

議員の認識のとおりで大丈夫かと思えます。

もう一点言うと、今まであった実務経験数の短縮というのがありますんで、その辺、範囲を広げるプラスその期間が短縮されたという格好でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 町の職員の方たちも持ってられる方もおられますし、これからそうやって短縮になったら、また取りやすくなると思いますが、今の現状はいかがですか。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

学科、学歴とか、国家資格という部分では今の現状の水道担当の職員という格好では、基本的に今そういう職員はいてないんですけども、実務経験数ということも加味されていますんで、その辺におきましては布設監督者でいうと1名、水道技術管理者でいうと2名という格好で、この改正がなされてプラスアルファされる人員については水道技術管理者で1名という格好でいうふうになります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、最近におけます社会経済情勢に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額や補償基礎額の加算額が改定されるため、本条例の一部を改正するものであります。

第5条第2項第2号の改正は、消防作業従事者等に対する補償基礎額の最低額9,100円を9,700円に、最高額14,200円を14,500円に改めるものでございます。

同条第3項の改正は、配偶者に該当する扶養親族については、1人につき217円を100円に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき333円を383円に改めるものでございます。

同条第4項の改正は、「特定期間」を「当該期間」に改めるものであります。

なお、別表の改正は、団長及び副団長の階級では、10年未満の者については12,500円を12,900円に、10年以上20年未満の者については13,350円を13,700円に、20年以上の者については14,200円を14,500円に、分団長及び副分団長の階級では、10年未満の者については10,800円を11,300円に、10年以上20年未満の者については11,650円を12,100円に、20年以上の者については12,500円を12,900円に、部長、班長及び団員の階級では、10年未満の者については9,100円を9,700円に、10年以上20年未満の者については9,950円を10,500円に、20年以上の者については10,800円を11,300円に改めるものでございます。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

第2項は、経過措置でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。細かい数字ばかりでよく分からなかったんですけども、すみません、理解力が乏しく、要は対象の団員の方に不利益ではないほうの改革だという理解でよろしいんですか。そこだけ確認したいです。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

本条例の改正につきましては、令和6年8月の人事院勧告に伴うものでありまして、それに伴います消防団員の損害補償の基準を定める額が改正されるものでありまして、もち

ろん額につきましては増額というふうになっておりますので、不利益はもちろん被りませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時15分です。

午前十時〇一分休憩

—————・—————

午前十時十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

日程第9 議案第9号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第9号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年12月27日に公布され令和7年4月1日から施行されます。そのことに伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金については、基金または指定法人が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の定める基準に従い、その支給に要する経費について市町村に支払うこととなっております。このたび責任共済令について、消防団員におけるシニア層の活躍を推進する観点から、基金または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の区分に新たに35年以上区分が追加されるため、本条例の一部を改正するものであります。

別表退職報償金支給額表の改正は、勤務年数「30年以上」を「30年以上35年未満」に、新たに「35年以上」区分を追加し、団長の階級では35年以上の者については1,079千円に、副団長の階級では1,009千円に、分団長の階級では949千円に、副分団長の階級では909千円に、部長・班長の階級では834千円に、団員の階級では

789千円を追加するものでございます。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

第2項は経過措置でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第10号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億25,162千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を54億68,823千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込みが大半でございます。これらの不用額と、まだ予算化していない普通交付税や前年度繰越金など、合わせて財政調整基金へ5億30,000千円、教育施設整備基金費へ3億円を積立てすることが主なものでございます。

4ページの第2表は繰越明許費でございます。

その内訳として、総務費は物価高騰対応負担軽減給付金事業7,080千円、民生費は地域福祉センターエレベーター改修事業11,550千円、土木費は内水浸水想定区域図作成事業2,345千円、教育費は第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託業務3,833千円、松洋中学校施設外壁等改修事業50,763千円で、令和7年度への繰越件数は5件でございます。

5ページの第3表地方債補正は、1追加と2廃止は、松洋中学校施設外壁等改修事業に充当する起債の変更により、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を追加し、学校教育施設等整備事業を廃止いたします。3変更は、各事業の入札差額等に伴う限度額の減額でござ

ございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

9ページの地方交付税、普通交付税6億24,323千円の追加は、財源調整や財政調整基金、教育施設整備基金等へ積立てを行うものでございます。

分担金及び負担金、負担金は2,913千円の追加でございます。

民生費負担金2,115千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

教育費負担金5,028千円の追加は、こども園費負担金は保育所運営費を5,428千円追加し、学校給食費負担金の減額は実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料、使用料4,000千円の追加は、キャンプ場使用料の増加によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は2,211千円の追加でございます。社会福祉費負担金は障害者医療の増額による追加、低所得者保険料軽減負担金は決定通知による減額でございます。

12ページの児童福祉費負担金は、児童手当等の実績見込みによる減額と、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、入所児童の実績による追加でございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金6,432千円の減額は、災害対策費の各事業等の実績見込みによるものでございます。

民生費国庫補助金720千円の減額は、システム改修業務等の実績見込みによるものでございます。

総務費国庫補助金2,796千円の減額は、戸籍システム改修業務の実績によるものでございます。

衛生費国庫補助金934千円の減額は、出産・子育て応援交付金の実績見込みによるものでございます。

消防費国庫補助金750千円の減額は、特定空き家除却の精算によるものでございます。

国庫支出金、国庫委託金1,514千円の減額は、衆議院議員選挙費の確定によるものでございます。

13ページの県支出金、県負担金、民生費県負担金1,829千円の追加は、社会福祉費負担金は実績見込みや交付決定による補正でございます。児童福祉費負担金は、児童手当の実績見込みによる減額で、子どものための教育・保育給付費県費負担金は、入所児童の実績による追加でございます。

県補助金、総務費県補助金2,125千円の減額は、市町村消費者行政強化交付金の変更による追加と、和歌山県移住支援事業補助金の減額は、実績がなかったことによるものでございます。

民生費県補助金4,750千円の追加は、障害介護給付費や乳幼児医療費等の実績見込みによるものでございます。

衛生費県補助金234千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

農林水産業費県補助金1,679千円の減額は、農業費、林業費、水産業費、各事業の交付決定や実績見込みによるものでございます。

土木費県補助金5,413千円の減額は、災害対策費の各事業における実績見込みによるものでございます。

消防費県補助金2,084千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

15ページの繰入金、特別会計繰入金5,923千円の追加は、後期高齢者医療特別会計の繰入金でございます。

繰越金1億34,154千円の追加は、財源調整や財政調整基金等へ積立てを行うものでございます。

諸収入、雑入2,360千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

町債、消防債2,500千円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

教育債の補正は、起債の変更によるものでございます。

商工債2,200千円の減額と17ページの民生債23,200千円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

19ページの議会費1,047千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費1,289千円の減額は、人件費の補正と備品購入費は年度内の購入が見込めなかったための減額で、ほかは事業の確定や実績見込みによる減額などがございます。

文書広報費1,021千円の減額は、実績見込み等によるものでございます。

21ページの財産管理費1,260千円の減額は、財務書類作成委託業務等の実績による減額でございます。

企画費2,906千円の減額は、町制施行70周年記念事業等の実績によるものでございます。

青少年対策費88千円の減額は、広域青少年補導センターへの負担金確定によるものでございます。

公害対策費139千円の減額は、西川、和田川水質検査・底溶質分析業務の実績によるものでございます。

電子計算費535千円の減額は、プラットフォーム利用料の無償期間の延長によるものでございます。

地籍調査事業費300千円の減額は、調査測量の実績がなく皆減でございます。

諸費583千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金確定による減額でございます。

財政調整基金5億30,000千円の追加は、不用額とまだ予算化していない前年度繰越金、普通交付税などの財源を積み立てるものでございます。

減債基金費13,601千円の追加は、普通交付税再算定により創設された臨時財政対

策債償還基金費の追加でございます。

地方創生事業費4,560千円の減額は、和歌山県移住支援事業補助金等の実績見込みによるものでございます。

物価高騰対応重点支援事業費12,232千円の減額は、事業の確定によるものでございます。

23ページの徴税費、税務総務費141千円の減額は、人件費の補正でございます。

戸籍住民基本台帳費3,137千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

選挙費、衆議院議員選挙費1,176千円の減額は、実績によるものでございます。

25ページの監査委員費220千円の減額は、実績による減額でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費540千円の減額は、人件費の補正と実績によるものでございます。

国民年金費21千円の減額は、人件費の補正でございます。

老人福祉費2,418千円の減額は、人件費の補正と事業の確定や実績見込みによるものでございます。

27ページの心身障害者福祉費8,033千円の追加は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

福祉センター管理費23,150千円の減額は、地域福祉センターエレベーター改修工事の実績見込みによるものでございます。

地域包括支援センター運営費518千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

児童福祉費、児童福祉総務費6,370千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

29ページの児童福祉施設費17,195千円の追加は、委託料は実績によるもの、負担金補助及び交付金17,565千円の追加は、認可保育所入所児童等の実績等によるものでございます。

児童措置費2,823千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

放課後児童健全育成事業費4,088千円の減額は、人件費の補正と採用実績による減額で、光熱水費は190千円を追加いたします。

31ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費4,331千円の減額は、人件費の補正や実績見込みによるものでございます。

予防費8,678千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む各予防接種委託料の実績見込みによる減額でございます。

環境衛生費252千円の減額は、入札差額でございます。

墓地基金費244千円の追加は、令和5年度の墓地関係歳入歳出決算余剰金を積み立て

るものでございます。

清掃費、塵芥処理費6,895千円の減額は、指定ごみ袋の入札差額と清掃センター負担金の確定によるものでございます。

し尿処理費3,298千円の減額は、クリーンセンター負担金の確定によるものでございます。

33ページの農林水産業費、農業費、農業委員会費594千円の減額は、人件費の補正と実績見込みでございます。

農業総務費68千円の減額は、人件費の補正でございます。

農業振興費73千円の減額は、交付決定によるものでございます。

林業費、林業総務費537千円の減額は、人件費の補正でございます。

水産業費、水産業振興費500千円の減額は、水産資源調査事業の皆減でございます。

漁港建設費2,720千円の減額は、工事費のコスト削減によるものと入札差額でございます。

35ページの商工費1,423千円の減額は、実績見込みなどによる減額、観光費2,625千円の減額は、入札差額等実績見込みによる減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費199千円の減額は、人件費の補正と負担金の確定でございます。

道路橋梁費、道路維持費411千円の減額と道路新設改良費4,663千円の減額は、人件費の補正や実績に伴う補正でございます。

37ページの河川海岸費、河川海岸保全費73千円の減額と砂防費5千円の減額は、負担金の確定でございます。

都市計画費、都市計画総務費33千円の減額は、実績でございます。

住宅費、住宅管理費1,069千円の減額は、入札差額でございます。

39ページの消防費、非常備消防費50千円の減額は実績によるもの、消防施設費1,084千円の減額は入札差額でございます。

災害対策費22,540千円の減額は、報償費は実績によるもの、委託料は実績見込みによるもの、備品購入費は入札差額で、負担金補助及び交付金は各事業等の実績見込みによるものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費270千円の減額、教育諸費115千円の減額、外国青年招致事業費230千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

41ページの教育施設整備基金費3億円の追加は、前年度繰越金、普通交付税など財源を積立てするものでございます。

小学校費、学校管理費4,136千円の減額と教育振興費100千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

中学校費、学校管理費3,636千円の減額と、43ページの教育振興費220千円の減額は、人件費の補正と入札差額や実績見込みによるものでございます。

幼稚園費600千円の追加は、実績によるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費1,971千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

45ページの社会教育費、社会教育総務費45千円の減額は、人件費の補正でございます。

文化振興費264千円の追加は、大賀ハス保存会による大賀池改修費の一部を助成いたします。

図書館費31千円の追加は、人件費の補正でございます。

保健体育費、学校給食施設費1,400千円の減額は、賄材料費は食材費の高騰による300千円の追加でございます。

委託費、負担金補助及び交付金は、実績見込みによる学校給食校外調理業務の減額などでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。いっぱいありますけれども、まずはこの繰越明許費についてですね、本年5件で75,571千円、去年はたしか1億超えていたと思います。去年の3月におけるその当年度の繰越額ですよ。繰越明許費。その前はちょっと記憶定かでないですが、65,000千円か何か本年と変わらんぐらいの。

大体この繰越明許費をどのように考えているのか。額が大きいと思うんですね。歳入歳出予算では、当年度は当年度中に執行というのが大前提だと思いますが、そのあたりのお考えと、それと本件5件について、なぜ繰越明許となったのかお聞かせ願いたい。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、繰越明許費ですが、基本は当該年度の執行というのが基本というふうには考えてございます。ただ、それぞれの事業なり工事の執行につきましては、着手時期、また事業概要等、また国の予算措置による着手措置、様々な事由がございますので、繰越事業につきましてはそれぞれの事業の性質、内容によって、致し方なく繰越する事業もあるものでございます。

それぞれの事業の理由についてということで、最初に総務費のほうで、物価高騰対応負担軽減交付金事業というのがございますので説明させていただきますと、この事業につきましては、先日の臨時会でお認めいただきました非課税世帯に対する給付金事業でございます。ほぼほぼ着手時が2月、先月であることでありましたので、ほぼほぼ支給該当者については終わっておるのですが、残りの主に所得の確定していない方々が残っております。そういった方々に対しての残りの事業分が7,080千円分あるということになりますの

で、この分を繰り越した次第でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

うちの課では、福祉センターのエレベーターの改修工事の部分になります。この工事につきましては、年度未完了ということで業者と契約をしておったんですが、本改修工事に使用する制御盤等の部品に関しまして工場がふくそうしており、その影響を受けて当初想定していた期日よりちょっと遅れるということで、それで繰越しをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 農林水産建設課では、土木費、内水浸水想定区域図作成業務の繰越理由ということでございますけど、これは令和6年、7年の債務負担行為で2か年の事業として発注しております。現在作業中でございますけれども、令和6年度の予算が9,000千円、国庫補助2分の1ということで計上させていただいております。9,000千のうち4,500千まで内示いただいて9,000千で進んできたわけですが、入札差額がございましたので、その分を翌年度に繰越しさせていただくと。

要は、国のほうの予算も令和7年度の予算もですねなかなか確約が取れないので、6年度に確約をいただいている予算の分を繰越しして来年の分へ回すというようなことでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まずですね、第3期子ども・子育て支援事業計画でございます。2か年にわたって進めてきてございますけれども、株式会社ぎょうせいさんのほうからですね、10月末に計画書の本当のたたき台の原案が提示されているところでございます。その原案に対しまして、当然誤字脱字の観点でございます。レイアウト的にいわゆる校正の観点もそうです。中身の一つ一つの計画の中身もそうです。表現の仕方もそう、再三にわたってぎょうせいさんとの、研究員さんとのやり取りを行ってまいりました。しかも、現在においてもですね細かい点でいろいろやり取りをしているところでございます。

そういった計画の素案に対するチェックと申しますか、なんて言うんでしょうよりよき方向の計画案をつくるに当たる検討協議といいますか、そのようなところでですね大きく時間がかかったと認識してございます。

それからですね、その次の松洋中学の施設外壁の改修工事でございます。この金額につきましては、12月に補正させていただきました予算額を全額繰越しさせていただくというものでございます。校舎の外壁改修事業、現場着工を6月、7月、8月、9月、この4か月で着工し仕上げてくださいという思いを私ども教育委員会は持っています。そういう

ところからすると12月補正、また今年度中の業者の決定、余裕を持って6月1日の現場着工を迎えていただきたいとそういうふうな思いでですねやっているスケジュール、そういうようなスケジュール感でやっている事業でございます。

というところで、建設課さんのほうでですね今、受注業者さんはつい先日決定してくださっているところでございますけれども、その受注金額プラス今現行計上している予算額全額を繰越しさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 説明はほぼほぼ理解できます。総務費、民生費、土木費についてはそれぞれ理由。

ただ、教育費についてのその4番目のほうですか、策定事業、その辺はちょっと業者さんに対する指導ではないでしょうけど、やはりしっかりとスケジュール感を持ってのそういう業者、いつも今ちょっとお名前出ていましたけれどもよく聞くところなので、そういうところはそつがないのかと思います、ちょっとかなりこんなふうに繰越しになっちゃうというのは遺憾に思うんで、そのあたりは再度どのようにお考えか。

それと、最後の外壁の話ですけれども、最初からスケジュールは次の年の夏休みというような観念のような取り方もしましたので、そうなりますと、それはそれで児童とか生徒とかの利益をおもんばかってのことだろうとは思いますが、冒頭僕が言いましたように歳入歳出予算というような考え方であれば、何か少し割に、割にというか腑に落ちないようなところもあるんですけれども、その辺について再度意見があればちょっとそれをお願いできますか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、子ども・子育て支援事業計画でございます。

結果として、このように時間がかかってしまっているというところは事実でございます。ただ、よりよき方向でというふうにはですね私どもは、教育委員会としては考えてございます。当然、業者さんのところも責任があるというところも一部はございます。また、よりよき方向にというところで時間がかかったというのは、これはもう業者さんの責任ではないという部分でもございますので、そのようなところも見極めながら、引き続き策定に向けてですね進めていきたいと思っておりますのでございます。

それから、外壁の関係でございます。

本当に谷議員がおっしゃられるようにですね、1年間にかかる経費についてはですね当初予算で計上して進めていくというところが、総計予算主義といいますか、そういうところが大前提というところで認識しているところでございます。ただ、今回のケースにおきましては、やっぱりちょっと6月着工、夏休みを最大限利用してということをお考えますと、結果として12月に前倒しして予算を計上させていただいて、粛々と進めてさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかございますか。10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 40ページの消防費の中で、古家解体支援事業補助金が今年は3,650千ほど実績見込みで減額している出ていますけれども、多分この事業は私の認識では、最初、平米当たり5千円かなのあれでしてたら結構人気があって、もう廃屋に近いような家が相当あるんでそれを利用してしてたんですけど、ただ多くなってそれだけでは額が決まっているんで、申込みが多くなると単価が安くなるということで、たくさん応募があって途中で増額して、最初3,750千ぐらいかな、そこから一昨年あたりから増額して7,500千、ほて今年は10,500千ほどのたしか予算、当初予算でね。

これ途中で補正組んで増額、その後したんかどうかわからないのです。結局は3,650千残ったということで、この事業自体は大変意義があって皆さん利用してはたけれども、もうほぼ三尾なんかもこの事業を使って廃屋の家が結構なくなっている、効果があったと思うんですけど、もうほぼこの事業が行き渡ったというか、解体したい家はもう解体したんで、今年はこのだけ予算組んだけれども、このだけ余ったというそういう認識でいいんですか。

それともう一件、その下に耐震設計・改良工事総合型事業、これも10,490千ほど相当額残っています、実績でね。この事業も耐震審査して耐震が満たないところは大型改修をしたり、またもう新築やね、家を建てる場合の補助として、これも限度額、多分私も利用さしてもうたんでね、1,000千近く最高ねあったと思うんですけども、この事業に関しては予算では11,660千の予算を組んでいるわけですけども、10,490千ほども返してるということは、この事業に関してあまりそういう解体までしたけれども、それを解体したら補強はもうできんですね。だから解体せんと補強するか、また新築を建てるというその要望、需要がもうあんまりないということで、このだけ補正、当初の予算より残ったというそういう認識でいいんですか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 鈴川議員にお答えいたします。

まず、1点目の古家解体支援事業補助金についてでございます。

耐震基準に満たない住宅の解体ということの補助金についてであります。補助につきましては、平米5千円でございますして上限が750千円というような補助内容でございます。

令和6年度におきましてですね、古家解体支援事業の実績はですね12件でございます。平成27年度からこの補助金の補助をしておるわけですけども、6年度まで合計いたしますと、182件分が古家解体をしていただいたというような実績となっております。

何分私どもも年度当初にですね、こういう補助金がありますので、住民の皆様ご利用していただけませんかというような広報もしておるわけなんですけれども、本年度に関しましては少しちょっと減ったかなというところで、実績が12件というところになってござ

います。

それから、2点目の耐震設計改修工事の総合型事業補助金ということでございます。

予算につきましては11,660千円ということなんですけれども、実績がですね令和6年度がですね1件でございました。

その分ですねこれも同じように年度当初にですね広報を行っておりまして、こういうメニューがありますので住民の皆様いかがでしょうかというような広報をさせていただいてるんですけれども、実績が1件であったということで、これはですね実績を申し上げますと、平成30年からの数値になるんですけれども、全体で25件が改修をされておられまして、国費が最大が500千円、県費が333千円、町費が333千円、計1,166千円が上限というような事業になっておりまして、何分広報活動を行っておるわけなんですけれども、本年度はこういうような実績となったということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） よく分かりました。解体は、それぞれやっぱり廃屋状態で置いておくとやっぱり周りに迷惑かけるんでということで、町も力を入れて、本人もこういう制度がある、例えば5千円出してもろうたら、条件のいいところやったら半額ぐらいもうそれで解体費用が出ると思うんでね、それはそれでいいんですが、やっぱり改修とか新築となるとなかなかやっぱりそれぞれの家の事情があるんで、金もかかるんでなかなか進まんということはよく分かるんです。

僕も知っていたんで、解体した家、町はこういう制度があるんで、1,000千ぐらい出るんで全部合わせたらねというように勧めて、1軒建った家も近くにあるんですけれども、なかなかその広報も限度があるということで難しいのはよく分かるんですけれども、さらに広報に努めて、せつかく制度があるんで、予算も取っているわけですから、今年も見たらねそれなりの予算を取ってくれていますんで、しっかり広報してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 鈴川議員にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね広報には精いっぱい努めてまいってですね、1件でも多く住民の皆様にご家解体なり建物の建て替えなり、そういう事業を使っただいて、来るべき災害に備えていただきたいというふうに担当課としては考えてございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。また最初、第3表のところ、地方債のところですけども、追加、廃止、変更。追加と廃止についてですね、たしか12月議会でお話しした件じゃないんですかね。すみません、記憶違いで間違っていたら申し訳ないですけども、一番有

利な条件でこの学校教育施設等整備事業がその起債をした。たしか66%だか補助金が云々とか、私がほかに有利なというふうに二度お聞きして、これが一番だというふうにしっかりご答弁いただいた件だと思いますが、12月から3月でもう丸々入替えなんですか。

12月のあれは何だったのかというのを、何だったのかはもういいです、別にね。なぜこのようになったのか。有利な条件なのか。この新しいほうを使っても補助金が云々とか、僕はあの質問のときは過疎債を念頭に置いて質問したんですけれども、需要額への措置は70%と66%というような話だったと思いますが、その中でちょっと丁寧に説明をいただきたい。

それと、変更については、この一番上のエレベーターの減額、半額以下になりますよね。これはちょっと何か、最初事業をやめるのかなと思いましたがけれども、支出のところで聞いても同じ話なので、なぜこのようになったのか2点、ご説明を願いたい。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、最初のご質問でございます。

確かにこの起債につきましては、昨年末の定例会において答弁させていただきました。この認識なんですけれども、今回のこの追加と廃止について、変更になるんですけれども、そもそも学校施設環境改善交付金というのがありまして、その交付金によるこの起債が学校教育施設等整備事業債でございます。通常はこの交付金でありこの起債であるんですが、先日1月付です国からの内示の通知がありまして、その内示には、学校施設環境改善交付金の強靱によるというふうな内示になってございました。その交付金の中のいわゆる国土強靱化に関する交付金であるというふうに、この強靱というワードがついた交付金としての内示がございました。

そういうことで、学校施設環境改善交付金（強靱）というふうな交付金になれば、起債のほうも防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に必然的に変わることになります。ということで、追加として一つ目にあります防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ですねという起債名になりますということの追加でございます。

昨年末のやり取りにつきましては、当時の補正予算債としての説明をさせていただきました。その説明においてその時点での最良の起債であるということは答弁させていただきました。その内容をそのまま今も継承しておるんです。単純に起債事業の名称が変わったといえばそれだけのことなんですけれども、その背景には、国の3分の1の補助金交付金になります学校施設環境改善交付金の内定に国土強靱化という種別により内示、内定通知を頂いたことによって、この起債に代わる防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債という起債に変わるというものでございます。

なお、起債の内容につきましては、充当率100%、交付税措置60%は何ら変わりません。

まずは、1つ目についてはそういう事情でございます。

で、2つ目のエレベーターについてなんです、単純に事業費の入札差額の減少により、

この起債の充当額も減少するといったものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 説明の内容はよく分かりました。じゃ、やっぱり一番有利な起債なんですか。充当率100%、60%の需要額への算入と。60%が一番有利な起債なんですね。

それと、その変更のほうですけど、事業費が下がる、それは下がると思います。半額になるというのは、もちろんそうなると工事の内容に少し不安も覚えますし、当初の設計がどうなのかちゅうような話にも、やはり議員としては指摘をしなければいけないところがありますので、それはそう、その2点というか、事業費の内容についてと、それと12月はとにかく、くどいようですけど、2回一番有利だという返事をいただいたので、有利なんですね。あのときも本会議の答弁でしたのでね、しっかりとご答弁いただけますか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回のこの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、起債の内容、充当の内容等は変わってございませんので、最良の有利な起債でございます。

また、昨年末に答弁させていただきました内容についても、同様に内容は変わりませんので、一番有利な起債であったということになります。

単純にその起債の名称が、補助金の内示通知によって決まるその起債でございますので、その補助金のほうで強靱化として内示いただいたので、単純にこの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変わるだけのものでございまして、内容は何ら変わるものではございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

福祉センターのエレベーター改修事業につきまして、事業費がかなり安くなったというところなんですけど、まず、当初予算を計上する段階で、設計費のほうで4,000千と、それから改修工事のほうで38,400千円を計上させてもらっております。それで、この38,400千の改修工事の金額の設定なんですけど、その当時、保守今してもらっている業者のほうから見積りを頂いた金額が31,960,500円というところで、それでそこから設計屋さんとかにもいろいろ聞きますと、人件費とかあと資材の価格が上がっているんで、ここから2割ぐらい増しで計上しておいたほうがいいのかという提案もありましたので、それで38,400千の工事費を計上したのと、プラス設計が4,000千ということで約42,000千の事業費となっていました。

それで、今年度に入りましていろいろ協議するなりちょっと調査をする中で、当初は、まず設計をしまして、その後、町内業者等を通じて工事をするということを考えておったんですけど、なかなかこのエレベーターの工事をする国内の業者というのが限られた業者し

かございませんので、そういう意味で、直接そういう国内シェアの上位5位までに入っている業者に直接見積りを徴収したほうが設計費もかからず安くできるというところで、それでも設計を実施せずに国内のシェアの上位5位までに入っている中の業者から、美浜町のほうに一般競争参加資格業者であるそのうちの3業者がありましたので、3社から見積り徴収をした結果、契約額が19,250千円で契約しております。それによって、半額ぐらいの事業費に落ちたというところです。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） エレベーターについては、手順をいろいろと従来より考えられてこの結果になったんで、ただ内容というか工事ですね、そこだけが心配なので、しっかり担当としても見ていくべきだということを申し上げておくのと、それと最初の追加、廃止のところですけどね、外壁について、これは要はさっき質問の中で言いましたが、私は過疎債を念頭にということで質問をしましたが、これは過疎債での対応というか、その費目にはならないわけだったんですか。それだけお答えください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 起債の対象にはならないものでありました。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。46ページの大賀ハスの池の改修の件ですが、内容を教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 現在ですね、大賀ハスの保存会の皆様がですね、まず池の底にたまっている泥といいますか、あれの入替え、全面入替え、それから周辺の、池の周囲の日当たりをよくするために、日光がよく当たるように、日当たりをよくするための伐採、さらにはですね県道から下りてくるところの交通にちょっと支障となるような部分の枝打ちというのを、何日もかけてやったださっているところでございます。

そういった中で、保存会の方々とお話をさせていただき、私どももできる範囲の中でちょっと支援をさせていただけたらという思いで、今回264千円を計上させていただいたところでございます。全ての経費に対しまして支援を要するというものではできませんので、本当に僅かといいますか、コンマイチのバックホーが2台、それから4tダンプ2台、その実質4日ぐらいですね積算しますと税込み16,500円の台数が4日間、4台4日間動くと264千円と、そういうところでございます。

この大賀ハスの改良によって、またよりよき保存ができていければというようなところも、町としても思っているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。今のは結構です。

14ページです。重度訪問介護等利用促進支援事業補助金の6,000千円ですけど、これ内容を教えてください。県からの補助金です。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 龍神議員にお答えします。

まず、この補助金なんですけれども、今回初めて計上してございます。

これは補助金というのは当然歳出があってその歳入になるんですけれども、その歳出のほうは心身障害者福祉費のほうで扶助費の中で、ページでいいましたら28ページ、心身障害者福祉費の扶助費で障害介護給付費ということで今回9,000千円の増額補正をしております。これは障害者に係るサービスについての増額補正なんですけれども、そのうち訪問に係るサービスにつきましては基準額というのが決まっております、基準額を超した分については、本来の障害介護給付費に対する補助というのが、またもう一個お話しさせていただきます、今回歳入補正の中で民生費国庫負担金の中で、障害者自立支援給付費の負担金が500千円という負担金と、県費負担金の中で障害者自立支援給付費負担金250千円、ここで750千円の負担金を受けております。それと先ほどの6,000千円で6,750千円の負担金と補助金入ってくるんですけれども、実際この9,000千の中で訪問介護に係る費用として8,000千円。8,000千円掛ける補助率が4分の3、国2分の1、県4分の1、合計4分の3で6,000千円がまず歳入で訪問介護まで入ってきます。

その残り1,000千円についての補助金が、国が2分の1で500千円と県4分の1で250千円、それが合わせて6,750千円入ってくるということで、基準額をオーバーした分がこの別の名前の補助金で入ってくるということで、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 大まかなざくっとした質問。例えば24ページの一番上、負担金補助及び交付金ですね、確定で結局10,000千強の減額と、また同じように先ほど来、鈴川議員もご質問されていましたが、40ページの中段、真ん中にある負担金のこの20,000千近くの減額と。周知徹底はされているんでしょうけど、住民サービスの最たるものでありますので、おしなべて減額、減額というのはすごく寂しいというか、どのような告知であるとか周知徹底とかされているのか。

また、これだけの減額補正について、どのようなお考えをお持ちのかお聞きしたい。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、24ページの負担金及び交付金、それぞれ物価高騰対応重点支援給付金の各事業の事業費の残額でございます。それぞれ4つの給付金でありまして、上が住民税均等割のみの課税世帯、これは100千円の給付でした。2つ目、子ど

も加算分が50千円の加算でした。3つ目、均等割非課税世帯については100千円の支給と、あと調整交付金については、定額減税で減税される額が所得税や住民税を上回って減税し切れない方に対しての給付金でございました。それぞれ期間を定めまして給付の事務を行った次第でございます。いずれもそうですね95%以上の方はこの対象から受給されております。その残りの方につきましては、不在の方とかどうしてもコンタクトを取れなかった方でございます。

今までここずっと給付金事業をしておりますけれども、大体それ以上の、その程度9割5分程度以上、それ以上の給付率であったと思いますので、この事務について残額がこうして合わせて10,770千円ありましたが、当初の概算予算に対する残額でもございますので、実際に応じた給付をできているという認識はございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

40ページですね災害対策費の各種負担金の減額についてでございます。防災絡みですの各種負担金を予算上計上させていただいておるところでございましたけれども、なかなか住民の皆様が使用していただけなかったことによる減額となっているのが現状でございます。

なお、先ほど鈴川議員にもお答えしましたけれども、やはり広報活動をですね精いっぱい今後も努めたいというふうに考えておまして、現状は年に2回の広報、それから長含めいきいきサロンへの広報、それから我々担当課での出張講座等々でいろんなPRをしているところでございますけれども、結果的にですねこういうような数字になったというところでございます。

本当に一件でも多く利用していただけるよう、今後も努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。もちろんね最後の力強いお言葉、両課長にもいただきましたので、令和7年度はそういうことがないと確信しておりますので。

それと1点、最初のときに同時に同じような趣旨なので聞いたらよかったですけれども、教育費で小学校費、中学校費、こども園費ともに会計年度任用職員さんの給与が1人分という表現がいいのかどうか分かりませんが、それぞれ大きな減額になっていきますので、これが仕方なかったのか、今の質問への回答のように当初予算との減額補正なので、そんなに児童生徒、園児に不利益にはなっていないというのであれば、それはそれでいいんですけれども、それでも採用をかけても来なかったのかとかいろんな心配、結構年を取ってきたらしますので、そのあたり少しちょっとご説明いただけますか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 例えば1名の司書を2名体制でということ、令和6年度当初予算で計上したわけなんです。それに対して募集をかけていたんですけども、結果的に応募して採用したのが1月からであったとかということになると、4月からそれまでの間の給料の分の減額とかということの事情もございます。

中学校費におきましても、例えば42ページのこの報酬の1,716千円でございます。これもパートタイムの講師、先生が必要ということで予算を計上したんですけども、4月以降学校の運営体制等も見ながら、結果的にこの分については雇うことなく、学校のほうでも先生方が頑張ってくれたというところの中でのこの42ページの報酬のマイナス1,716千円というところがございます。

そういった中でということなんで、採用しても来てくれなかった期間の分の減額であったり、学校さんが頑張ってくれた結果としての減額であったりというのが、小学校、中学校費の人件費の主な内容でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。40ページです。災害対策費の備品購入費のところのトランシーバーのマイナス1,085千円のところですが、これって区長会さんが一生懸命されて、トランシーバーで災害のときは連絡を取り合いしようというように伺った件だってちょっと私、聞いていたんですけども、1,085千円減額って実績見込みだと思えますが、1,080千もあつたらもう少しなんていうかなあ数を増やすとか、区長さんたちに聞いてもうちょっと要りませんかとって、そういう住民サービスというんですか、その辺のことって考えるていうことはなかったんですか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

40ページの災害対策費の備品購入費のトランシーバーについてでございます。このトランシーバーにつきましては、昨年のですね区長会からの要望でですね、無線機、いわゆるトランシーバーをですね購入、各地区に3台ずつの計、掛ける12なので、36機配備しようというふうに考えた費用でございます。予算的にはですね、約3,282千円でございます。36機分を入札した結果2,192,520円というような契約額になりまして、マイナスの1,089,480円となったところでございます。

議員おっしゃるとおりですね、もちろん1,000千あればですねもう少し配布できたのではないかというような考え方もあるかと思うんですけども、今回はですね要望に応えまして、まずは各地区に3台を配備して使用なりしていただいでですね、そういう声があればですねまた考えていけたらなというふうには考えてございまして、おっしゃるように本年度は1,000千減額ですけども、追加でいかがですかというような問いはしておらないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） ほか。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。今の災害対策費に関連してなんですけれども、先ほどシェルターですとかそういった防災に関する事は、やはりもっと広報したほうがいいとか、確かに町長さんもいきいきサロンとかで来られているんですけれども、現実的にはですね自己負担額が結構高いところがあるかと思うんですね。ですので、やはりお一人も犠牲者を出さないというふうなことのスローガンから考えますと、もう少し手厚く補助してあげれば、もう少し広報だけに限らずですね、そういったことはもっと増えるのではないかなというふうに思います。

お金持ちだけ助かって貧しい方は助からないなんてことがあってはいけないと思いますし、安全で非常に有用な対策であるとするならば、やはりもっともって自己負担が少なくてやっていけるようなことを考慮していただければ、もっと増えるのではないかなあというふうに思いました。

あと1点、ページ36の三尾の観光トイレのことなんですけれども、ここで今2,100千円ほどの減額ということでマイナス出ているんですけれども、早速使っていただきましたら、便器のほうから逆流してくるというような非常に不潔な状態がありまして、今くみ取りを月2回ぐらいに増やしたらどうかなというお話も聞きました。ていうことを考えたときに、やはり2,100千でどれぐらいのことができるのか、ちょっと私は相場的には分かんないんですけれども、やはりきれいなトイレになりました、そして利用者も増えることもありますし、また聞きましたところによりますと、便器が絶えず詰まらないように少しずつ水が流れているようなそういった機能を持った便器だったというふうに聞きまして、それはもう今のところ止めているということなんですけれども、やはりせっかく予算を上げているのであれば、皆さんが安心して使えるようなところに設置していただければなあと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

まず、1点目のですね防災絡みの補助金についてでございます。補助金につきましては、昨年ですね、耐震シェルター・ベッドに関してですけれども、今まではですね国費と県費のみでございました。それにですね町の一般財源を利用しまして133千円をプラスしまして、上限が合計399千円というような補助にしたところでございます。

その他の補助金につきましては、やはり国県の補助等もございまして増額はしておらないというようなことでございます。

何分シェルター、ベッドにつきましても、昨年町費もプラスしたところなんですけれども、最終実績が1件というような結果になってしまいました。もう少しニーズがあるのかなというふうには考えたところなんですけれども、今後ですね、新年度もやはり今のところは広報活動しかないというふうに考えておりますので、もう少し力を入れて周知できたらなあというふうには考えてございます。

それから、三尾のですね観光トイレについてでございます。本年度、改修工事をさせていただきますね、その後、議員おっしゃられるように、いっぱいになったりというような現象が今現状も起きております。ただ、限られた便槽の容量というのもございましてですね、方法としましたら、今ですねトイレは節水型でもあるんですけども、少しずつやはり水が流れるというのがこれ現状であります。なので、対策といたしましては、下水道ではありませんのでくみ取りをやはり回数を増やさざるを得ないというのが現状でございます、月に2回、3回というようなイメージを今考えておるところでございます、それで一度様子を見させていただきたいというふうに原課では思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今、非常にたくさんのシェルターに関しまして補助が出ているということですけども、その1件しか申出がないというところの、何でしょうかね、増えない原因というのはどういうふうにご考慮される。あまり人気がないというふうに今、課長おっしゃいましたけど、人気の問題ではなくて、例えば、どうゆうんでしょうねえ設置場所の問題があるとか、もちろん先ほど私が質問しましたようにお金のこともあると思うんですけど、じゃ、ほかにもっと命を守るような方策はないかとか、そういったところまで考え、及ばれますでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

シェルター、ベッドについてでございますけれども、実績は先ほど申し上げました1件でございます。ただですね年度当初、かなりな問合せがあったのはこれ事実でございます。やはりご自身の身はご自身でというようなこともありましてですね、年度当初はかなりな住民の皆様がですね興味を持たれてですね来られたのも事実でございます。また、秋頃にはですね中央公民館にですね業者にもお願いしまして、そういう例と申しますかベッドの展示も行ったところでございます。そこでもですねかなりの住民さんがその現物を見られて、今後使用できないかなというような話もあったものですね、現実には議員おっしゃられるように、やはりお金の問題なのかというところは分かりませんが、結構高額にはなるところがありますので、最終的には相談は1件ではありませんでしたけれども、最終的には1件の実績というような形になりまして、相談は多々あったのは事実でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。44ページをお願いします。教育費の中学校費のところの負担金補助及び交付金の近畿大会出場補助と全国大会出場補助ですが、実績見込みというのはもちろん分かっているんですが、これの補助する基本というんですかね、何かそんなあればちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 今回、実績を考慮いたしましてそれぞれ減額させていただいたというところでございます。

例えば令和6年度では、全国大会陸上部の生徒さんが1名、それから剣道さんが2名、新潟のほうへ行かれる大会へ行かれました。近畿大会でもですねそれぞれ卓球部、陸上部、剣道部という方々が京都府での開催に行かれました。そのところの交通費と宿泊費をですね町で負担させていただいているとそういうものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） それでは、その交通費と宿泊費ですが、今、宿泊費も高騰しておりますまして交通費も場所によって違うんですけれども、天は幾らとか何かそういうのはどうですか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） これにつきましては、やっぱり中学校の部活動の一環としてやっぱり出場しているというところですので、基本的にはもう上限とかそういうところは考えずに、やっぱり行った費用について公費として負担させていただくと、そういう考え方でございます。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第11号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ45,489千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億11,699千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料369千円の減額は、調定見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金19,430千円の追加、国庫補助金3,798千円の追加は、交付決定通知によるもの、8ページ、支払い基金交付金12,282千円の追加は、交付決定見込みによるもの、県支出金、県補助金147千円の減額は、交付決定通知によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金1,592千円の追加は、介護給付費繰入金、事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、10ページ、地域支援事業繰入金で、いずれも実績見込みによるものでございます。

繰越金8,903千円は、前年度からの繰越金の残高を全額予算計上してございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

12ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,201千円の減額は、共済費は負担率変更によるもの、需用費、委託料は実績見込みによるもの、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合負担金の確定によるものでございます。

保険給付費の介護サービス等諸費は48,000千円の追加、特定入所者介護サービス等費は1,500千円の追加で、いずれも実績見込みによるものでございます。

14ページ、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は660千円の減額、介護予防・生活支援サービス事業費は2,000千円の減額、一般介護予防事業費は150千円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第12号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,874千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億83,643千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金49千円の減額は、事務費繰入金の減額でございます。

諸収入、雑入5,923千円の追加は、令和6年度から和歌山県後期高齢者医療広域連合に派遣しています職員1名分の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金について、広域連合から年度末精算により交付されるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費49千円の減額は、共済組合の負担率変更によるものでございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金5,923千円の追加は、和歌山県後期高齢者医療広域連合から交付される派遣職員の人件費を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時四〇分散会

再開は明日18日午前9時です。

以上です。